



宮 崎 県 公 報

平成27年 9 月 3 日 (木曜日) 第 2723 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

告 示

○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…… (国保・援護課) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…… (") 3

○登録特定行為事業者の登録…… (長寿介護課) 4

○民有林の保安林の指定予定 (2件) …… (自然環境課) 4

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・鮎・鱒) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出 …… (商工政策課) 5

○技能検定の実施… (労働政策課) 5

○土地改良区の役員の就任の届出… (農村整備課) 7

○土地改良区の役員の就退任の届出 (5件) …… (") 7

○土地改良区の定款変更の認可 (7件) …… (") 9

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し… (管理課) 9

監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表… 10

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～2 [略] 2の2 歯科技工士法施行令 (昭和30年政令第28号) による次の事務 <u>(1) 第1条の規定による歯科技工士の免許の申請書の受理に関すること。</u> <u>(2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請書の受理に関すること。</u> <u>(3) 第4条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。</u> <u>(4) 第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請書の受理に関すること。</u> <u>(5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理に関すること。</u> <u>(6) 第6条第5項及び第7条の規定による免許証の返納の受理に関すること。</u> 2の3 歯科技工士法施行規則 (昭和30年厚生省令第23号) 第10条の規定による合格証明書の交付の出願の受理に関すること。	保健所長	1～2 [略] <u>2の2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年厚生労働省令第51号) 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の歯科技工士法施行規則 (</u>

3～70 [略]
[略]

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～5 [略]
6 みんなでつくるいきいきふるさと事業補助金交付要綱（平成22年9月1日定め）に基づく補助金
7～40 [略]
41 がんばる農家収益向上整備事業補助金交付要綱（平成24年6月1日定め）に基づく補助金
42～47 [略]

昭和30年厚生省令第23号）第10条の規定による 合格証明書の交付の出願の受理に関すること。 3～70 [略]
[略]

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～5 [略]
6 活あるふるさとづくり事業補助金交付要綱（平成27年7月1日定め）に基づく補助金
7～40 [略]
41 農地集約化促進基盤整備事業補助金交付要綱（平成27年7月1日定め）に基づく補助金
42～47 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 530号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ひなた	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8586番地1	平成27年8月5日
合同会社聖	宮崎県北諸県郡三股町蓼池983番地4	デイサービス結々	宮崎県都城市一万城町58号7番地	平成27年8月3日
社会福祉法人むつみ会	宮崎県串間市西方151-53-3	デイサービスセンタークラシヤスむつみ	宮崎県串間市西方8964-12	平成27年8月5日
心愛株式会社	日向市亀崎西2丁目157番地	大王谷スカイホーム2号館	日向市亀崎西2丁目157番地	平成27年8月1日
合同会社栄	宮崎県都城市志比田町4816番地1	デイサービス雄大	宮崎県都城市志比田町4816番地1	平成27年8月1日

有限会社ケアセンターみやこじま	宮崎県都城市安久町5596番地1	訪問看護ステーションふるる	宮崎県都城市安久町5596番地3	平成27年8月1日
株式会社みなとグループ	宮崎県日南市吾田東一丁目6番17号	みなと指定居宅介護支援事業所	宮崎県日南市吾田東一丁目6番17号	平成27年8月1日
株式会社アルカンシェル	宮崎県日南市上平野町三丁目1番地11	デイサービスセンターあびすの杜	宮崎県日南市上平野町三丁目1番地11	平成27年7月11日
社会福祉法人丸野福祉会	宮崎県都城市丸谷町4670番地	ヘルパーステーションほほえみの園	宮崎県都城市丸谷町4670番地	平成27年7月8日
株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市山之口町富吉2907番地	訪問看護ステーションエール	宮崎県都城市横市町5876番地9	平成27年7月7日
医療法人社団さつき会	宮崎県えびの市亀沢391番1号	デイサービスセンターげんきゆのはな館	宮崎県えびの市亀沢392番5号	平成27年7月1日
社会福祉法人敬和会	宮崎県日南市風田3224番地	特別養護老人ホーム昭寿園サンヒルズ	宮崎県日南市風田3224番地	平成27年7月1日
社会福祉法人希親会	宮崎県都城市志比田町4988番地10	訪問介護事業所ゆいまーる	宮崎県都城市志比田町4988番地10	平成27年7月1日

株式会社輝	宮崎県都城 市早水町38 58番地14	デイサービ スセンター 輝	宮崎県都城 市早水町35 17番地	平成27年 6月13日			牟田2103番 地33	きりん	牟田2103番 地33	
株式会社フ ォーユー	宮崎県都城 市姫城町14 街区26号	デイサービ スほほえみ	宮崎県都城 市北原町12 街区14番地	平成27年 6月6日		株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台二丁目 9番地	ニチイケア センター西 小路	宮崎県延岡 市西小路6 番地6	平成27年 5月1日
有限会社舞 観奈	鹿児島県始 良郡湧水町 中津川 525 番地3	ニコ調剤薬 局	宮崎県日南 市飫肥6丁 目6番5号	平成27年 6月1日		有限会社二 葉薬局	宮崎県小林 市真方13番 地	二葉薬局 野尻	宮崎県小林 市野尻町東 麓1171-9	平成27年 5月1日
すまいる1 合同会社	宮崎県都城 市高城町桜 木1301番地 5	すまいる1 ホームヘル パーステー ション	宮崎県都城 市高城町桜 木1301番地 5	平成27年 6月1日		リハケアウ ィング株式 会社	鹿児島県曾 於市末吉町 深川2459番 地4	リハシャイ ンみやこん じょ	宮崎県都城 市蓑原町32 24番地2	平成27年 5月1日
医療法人慶 明会	宮崎県宮崎 市清水3- 6-21	医療法人慶 明会 フィ ットデイ エポック	宮崎県東諸 県郡国富町 岩知野 762	平成27年 6月1日		合同会社ふ きのとう	宮崎県西諸 県郡高原町 西麓 515番 地9	訪問介護ス テーション ふきのとう	宮崎県西諸 県郡高原町 西麓 515番 地9	平成27年 5月1日
株式会社ひ むかメディ カル	宮崎県宮崎 市清水2丁 目2番10号	おすず調剤 薬局	宮崎県児湯 郡高鍋町北 高鍋 784番 4	平成27年 6月1日		日高聡	宮崎県えび の市向江11 71-1	ひだか歯科 医院	宮崎県えび の市向江 4 94-1	平成27年 5月1日
今西直人	宮崎県都城 市野々美谷 町2941-4 のぞみ住宅 まるのE棟	今西歯科ク リニック	宮崎県都城 市高崎町大 牟田 754- 2	平成27年 6月1日		有限会社共 栄調剤薬局	宮崎県延岡 市柳沢町2 丁目3番地 2	ハラダ調剤 薬局平原店	宮崎県延岡 市平原町1 丁目 994- 3	平成27年 5月1日
株式会社ひ だまりの郷	宮崎県都城 市志比田町 4536番地	デイサービ スひなた	宮崎県都城 市志比田町 4536番地	平成27年 6月1日		医療法人社 団とめのフ ァミリーク リニック	宮崎県串間 市都井2179	グループホ ームみずな ら	宮崎県串間 市都井田中 3030番地1	平成27年 5月1日
有限会社ひ かり苑	宮崎県宮崎 市清武町あ さひ一丁目 1番地2	しんとみデ イサービス センター	宮崎県児湯 郡新富町新 田字羽広19 28番地1	平成27年 6月1日		株式会社F o n t e	宮崎県延岡 市北川町川 内名7055番 地1	ヘルパース テーション アリア	宮崎県延岡 市北川町川 内名7055番 地13	平成27年 4月14日
株式会社O T-R o a d	宮崎県えび の市原田32 58番地5	デイサービ ス活きがい 発電所こば やし	宮崎県小林 市水流迫 2 29番7	平成27年 6月1日						
株式会社紫 陽花	宮崎県日南 市楠原 700 番地1	デイサービ スセンター あじさい	宮崎県日南 市楠原 700 番地1	平成27年 5月15日						
合同会社三 多香	宮崎県都城 市高崎町大	デイサービ スセンター	宮崎県都城 市高崎町大	平成27年 5月15日						

宮崎県告示第 531号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 なのはな	日南市瀬貝 2 丁目 7 番 5 - 105 号	有限会社 なのはな	日南市瀬貝 2 丁目 7 番 5 - 105 号

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市戸高 4 丁目 6 番地	日南市大字平野 2776 番地	平成 26 年

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
451000159	特別養護老人ホーム昭 寿園サンヒルズ	日南市大字風田 3224 番 地	社会福祉法人敬和会	日南市大字風田 3224 番 地	平成 27 年 8 月 18 日

宮崎県告示第 533 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成 27 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字サレ谷 3411、3412
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字サレ谷 3411・3412（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 534 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成 27 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字財木 1320-64
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

6	4	7 月 16 日
日南市大字平野 2776 番地 4	日南市瀬貝 2 丁目 7 番 5 - 105 号	平成 27 年 3 月 20 日

宮崎県告示第 532 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成 27 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字財木 1320-64（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成 27 年 9 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 27 年 8 月 20 日	特定非営利活動法人はとくり会	平崎 美保	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 2547 番地 1	この法人は、精神障害者等に対して、自立と社会復帰に関わる事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に

寄与することを
目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス小林上町店
小林市大字真方字南小林原 454-1、453-1、453-2、453-13、436-13
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年4月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,702.96㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地北東側 68台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 9台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗東側 27㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内東側 9㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 敷地北側、北東側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成27年8月19日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年9月3日から平成28年1月4日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年9月3日から平成28年1月4日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成27年度技能検定試験(後期)を次のとおり実施する。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級

機械加工(普通施盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

<p>盤・制御盤製図作業)</p> <p>(4) 単一等級 樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)</p> <p>2 実施等級等 特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級 (各等級の実施職種は、前記 1 のとおりとする。)</p> <p>3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 実技試験は、平成27年12月2日 (水曜日) から平成28年2月14日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 実技試験の手数料は、次のとおりとする。 全職種 17,900円 高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 11,900円</p> <p>エ 問題の公表日 実技試験問題は、平成27年11月25日 (水曜日) 以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 学科試験の実施期日は、次のとおりとする。</p>	<p>通旋盤作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、自動販売機調整 (自動販売機調整作業)、家具製作 (家具手加工作業) 及びコンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)</p> <p>機械検査 (機械検査作業【3 級】)、半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組み立て作業)、和裁 (和服製作作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図 (配電盤・制御盤製図作業) 及び塗装 (鋼橋塗装作業)</p>	<p>平成28年2月7日 (日曜日)</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検 定 職 種</th> <th>実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍛造 (プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業【1・2 級】)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服縫製作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業) 及びガラス施工 (ガラス工事作業)</td> <td>平成28年1月24日 (日曜日)</td> </tr> <tr> <td>特級全職種、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)、さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、機械加工 (普</td> <td>平成28年1月31日 (日曜日)</td> </tr> </tbody> </table>	検 定 職 種	実施期日	鍛造 (プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業【1・2 級】)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服縫製作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業) 及びガラス施工 (ガラス工事作業)	平成28年1月24日 (日曜日)	特級全職種、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)、さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、機械加工 (普	平成28年1月31日 (日曜日)	<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成27年10月5日 (月曜日) から平成27年10月16日 (金曜日) まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会で作付する。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>5 手数料の納付方法</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額 (17,900円。ただし、高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を</p>	
検 定 職 種	実施期日							
鍛造 (プレス型鍛造作業)、機械検査 (機械検査作業【1・2 級】)、電気機器組立て (シーケンス制御作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服縫製作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業) 及びガラス施工 (ガラス工事作業)	平成28年1月24日 (日曜日)							
特級全職種、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)、さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、機械加工 (普	平成28年1月31日 (日曜日)							

受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成28年3月11日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	高丸幹雄	都城市梅北町5046番地32

(任期：平成28年3月29日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今町土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	壽山幸男	都城市大岩田町6169番地1

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	福島良春	都城市大岩田町6185番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北岡松土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	岡田佐月	えびの市大字岡松 877番地1

(任期：平成30年4月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	末川照雄	えびの市大字岡松 932番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、都城市高木原土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	福岡春良	都城市高木町4324番地
理事	柚木崎 明	都城市高城町桜木 224番地1
理事	児玉貞男	都城市高木町4999番地
理事	亀田 寛	都城市高木町4591番地2
理事	野添政美	都城市高木町4455番地1
理事	松原照美	都城市高木町4677番地
理事	瀬戸山 巖	都城市金田町3299番地1
理事	吉川輝美	都城市金田町2510番地1
理事	中村 彰	都城市金田町1061番地
理事	藤村兼春	都城市太郎坊町6835番地29

理 事	竹之下 征 秀	都城市太郎坊町71番地
理 事	大 浦 伸一郎	都城市太郎坊町1636番地 1
監 事	原 口 和 美	都城市高木町4777番地
監 事	森 木 稔	都城市高城町桜木 399番地 2
監 事	島 田 健	都城市太郎坊町6668番地 3

(任期：平成31年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
理 事	柚木崎 明	都城市高城町桜木 224番地 1
理 事	中之丸 新 郎	都城市高木町4729番地
理 事	児 玉 貞 男	都城市高木町4999番地
理 事	亀 田 寛	都城市高木町4591番地 2
理 事	野 添 政 美	都城市高木町4455番地 1
理 事	瀬戸山 巖	都城市金田町3299番地 1
理 事	吉 川 輝 美	都城市金田町2510番地 1
理 事	藤 村 兼 春	都城市太郎坊町6835番地29
監 事	原 口 和 美	都城市高木町4777番地
監 事	森 木 稔	都城市高城町桜木 399番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池 田 信 治	都城市丸谷町3871番地
理 事	藤 村 義 博	都城市丸谷町3132番地
理 事	近 間 保 二	都城市丸谷町5562番地 3
理 事	畑 中 修	都城市丸谷町 665番地 5

理 事	茶 園 忠 信	都城市丸谷町 946番地 5
理 事	寺 師 壽	都城市野々美谷町2445番地 1
理 事	竹 森 英 昭	都城市山田町中霧島3006番地 2
理 事	金 丸 重 明	都城市丸谷町 221番地 3
理 事	大 田 一 弥	都城市野々美谷町2421番地 1
理 事	百 原 幸 雄	都城市山田町山田4589番地
理 事	園 田 三 雄	都城市山田町中霧島2507番地
理 事	乙 守 利 満	都城市山田町中霧島3589番地 1
監 事	稲 元 秀 雄	都城市山田町山田3150番地 1
監 事	杉 山 九州男	都城市丸谷町3893番地 2
監 事	長谷場 平	都城市丸谷町68番地 1

(任期：平成31年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 重 明	都城市丸谷町 221番地 3
理 事	児 玉 浩太郎	都城市丸谷町3816番地 5
理 事	大 田 一 弥	都城市野々美谷町2421番地 1
理 事	寺 師 勇	都城市野々美谷町2445番地 5
理 事	中 山 正 人	都城市丸谷町3101番地
理 事	近 間 勇	都城市丸谷町1726番地25
理 事	市 蘭 義 春	都城市丸谷町 953番地
理 事	吹 上 正 治	都城市丸谷町 533番地 3
理 事	百 原 幸 雄	都城市山田町山田4589番地
理 事	園 田 三 雄	都城市山田町中霧島2507番地
理 事	乙 守 利 満	都城市山田町中霧島3589番地 1
理 事	畑 中 定 雄	都城市山田町中霧島3326番地 1
監 事	杉 山 九州男	都城市丸谷町3893番地 2

監事	常盤 満寿雄	都城市山田町中霧島2455番地2
監事	長谷場 平	都城市丸谷町68番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、森田土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高 康彦	都城市野々美谷町3035番地1
理事	竹之下 貴巳	都城市野々美谷町2962番地
理事	山下 美智夫	都城市野々美谷町 465番地
理事	加藤 日出男	都城市野々美谷町3311番地3
理事	竹迫 勝義	都城市野々美谷町1543番地4
理事	中村 信夫	都城市野々美谷町2919番地

(任期：平成31年4月1日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高 康彦	都城市野々美谷町3035番地1
理事	永山 茂信	都城市野々美谷町 469番地3
理事	永山 三郎	都城市野々美谷町 475番地
理事	加藤 隆一	都城市野々美谷町3453番地口
理事	横山 信幸	都城市野々美谷町 885番地2
理事	中村 宗平	都城市野々美谷町 743番地3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により

、高岡町土地改良区(宮崎市)から平成27年3月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、沖水川筋土地改良区(都城市)から平成27年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、杉安堰土地改良区(西都市)から平成27年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)から平成27年4月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、田野町八重地区土地改良区(宮崎市)から平成27年5月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村角土地改良区(宮崎市)から平成27年5月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、巢ノ浦土地改良区(小林市)から平成27年7月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成27年9月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-24)第2522号	高野建設(株)	高野 俊三	宮崎県都城市早鈴町15-27-1	特定	土木工事業	平成27年7月27日付けで廃業した旨の届け	平成27年7月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第7241号	大和コーケン(株)	児玉 静子	宮崎県宮崎市稗原町11	一般	とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロッ	平成27年7月2日〃	平成27年7月2日(全廃業)

			- 1		ク工事業、板金工事業、 建具工事業		
宮崎県知事許可 (般-26)第7660号	片地鉄建	片地 藏治	宮崎県宮崎 市吉村町江 田原甲 188 - 7	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工事業、タイル ・れんが・ブロック工 事業、鉄筋工事業	平成27年 7 月 13日 "	平成27年 7 月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第7825号	聖光建築	甲斐 光男	宮崎県延岡 市野地町 6 -5167-19	一般	建築工事業、大工工事 業	平成27年 7 月 16日 "	平成27年 7 月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第8204号	(有)荒木組	荒木 勝	宮崎県延岡 市祝子町29 87-15	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業	平成27年 7 月 17日 "	平成27年 7 月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第8639号	川上板金工業 所	川上 徳美	宮崎県延岡 市大野町10 91- 4	一般	屋根工事業、板金工事 業、熱絶縁工事業	平成27年 7 月 23日 "	平成27年 7 月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第8987号	(有)新原建築	新原 敏	宮崎県東諸 郡国富町 大字八代南 俣2706- 2	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイル ・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成27年 7 月 9日 "	平成27年 7 月 9 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 11242号	(有)つばさ	赫 国洋	宮崎県日向 市大字財光 寺 393	一般	鋼構造物工事業	平成27年 6 月 30日 "	平成27年 6 月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12779号	新栄工務店	甲斐 清文	宮崎県宮崎 市高岡町内 山1032- 3	一般	大工工事業	平成27年 7 月 15日 "	平成27年 7 月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 13013号	NAODEN	井上 直幸	宮崎県宮崎 市大塚台西 2- 8- 2	一般	電気工事業	平成27年 7 月 31日 "	平成27年 7 月31日 (全廃業)

監査委員公告

平成27年 3 月26日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 9 月 3 日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 黒 木 正 一
宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
秘書広報課	広報用航空写真等撮影業務委託について、契約締結期限内に契約が締結されていなかった。留意を要する。(指摘事項)	今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、速やかに事務処理を行うよう改善する。さらに、課内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
中山間・地域政策課	宮崎県市町村間連携支援交付金について、交付決定事務が遅れているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)	交付決定事務が遅れないよう、適切な事業執行スケジュールを担当内で共有し、交付金の交付決定について速やかな事務処理を行うよう関係職員に周知徹底し
		た。 今後、所属内の内部チェック体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。
消費生活センター	公有財産使用料について、消費税額の算定を誤り徴収不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	監査指摘後、2月9日に徴収不足の団体に対し、納入の告知を行い、2月19日に納入されたことを確認した。 今後は、公有財産取扱規則及び各事務取扱要領にのっとり、使用料算定に誤りのないようチェック体制を更に充実させ、再発防止に努める。
消防学校	非常勤職員の報酬について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)	支給不足については、直ちに追給処理を行った。 今後は、休暇処理及び支出事務において、総務担当が相互に必ず確認する事務処理を徹底するとともに、決裁時に教頭の確認と併せたダブルチェックを行い、適正な事務処理に努める。
こども政策課	宮崎県安心こども基金特別対策事業補助金(幼	今後は実施主体の学校法人に対して、事務の遅滞が

	稚園耐震化促進事業)について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	ないよう進捗管理を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化を図ることにより再発防止に努めたい。		ていないものが散見された。善処を要する。(注意事項)	今後は、公有財産取扱規則を十分に熟知し、適正な財産管理に努める。
日南保健所	旅費について、交通費の算出を誤り過払となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	交通費の算出誤りにより過払となっていた旅費については、直ちに精算後変更の手続を行い、戻入処理を行った。 今後は、内部チェック体制の更なる充実を図り、適正な事務処理に努めることとした。	オールみやざき営業課(旧文化文教・国際課)	平成26年度「アンニョンハセヨ!少年少女国際交流事業」業務委託について、業務仕様書に定められた内容で海外旅行傷害保険が設定されていなかった。留意を要する。(注意事項)	今後は、契約書及び業務仕様書の内容に基づき、適正に委託業務が行われるようチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
看護大学	物品の購入について、予定価格調書が作成されていないものがあった。留意を要する。(指摘事項)	今回の指摘を受け、関連規程の確認を徹底し、今後は予定価格調書の作成について、適時適切な事務処理に努める。	工業技術センター	リハビリテーション用加重センサの実用化研究等の受託について、調定が行われていないものや調定の時期が適当でないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)	受託研究事業の調定について、未調定の案件は直ちに調定を行うとともに、契約締結等の時点で正しく調定を行うよう、所内に手続等に関する周知徹底を図った。 今後は、事業所内でのチェック体制の強化を図り、財務規則に基づいた適正な事務処理に努める。
	概算払した旅費について、精算手続を誤り支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	今回の指摘を受け、本件精算が完了していなかった支払について直ちに追加支給を行った。今後は、未精算の管理・チェックを確実にするなど、適時適切な事務処理に努める。	水産試験場	高品質キャビア長期保存技術開発業務等の受託について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	受託事業については、契約日又は配分通知があった時点で調定を行うこととした。今後は調定事務の遅れがないよう、適正な事務処理に努める。
こども療育センター	非常勤職員の通勤費用について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	通勤距離の再測定及び通勤費用の再計算を行い、直ちに正当額との差額に関して戻入を行った。今後は、内部チェック体制の充実を図り、適正な事務処理に努めることとした。	串間土木事務所	港湾施設用地使用料について、調定額の算定を誤り過徴収や徴収不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)	過徴収となっていた使用料については、還付手続を行った。 また、徴収不足となっていた使用料については、不足分の徴収を行った。 今後は、複数職員によるチェック体制を強化し、精査をより徹底させることで、適正な事務処理に努める。
みやざき学園	寮西側転落防止フェンス設置工事について、工事請負契約約款に定める現場代理人等の通知を受けていなかった。留意を要する。(注意事項)	会計課より工事契約に関する資料を取り寄せ、出納員を始めとして、関係職員の業務知識向上を図り、チェック体制強化の対策を講じた。 今回の指摘対象となった工事で降、契約に際しては必要書類の添付がなされた。		河川敷占用料について、滞納整理票への処理経過等の記録整理がなされていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)	未納者への指導記録を基に、改めて滞納整理票への整理を行った。 今後は、滞納が発生した案件については、早期に督促を行うとともに、その経緯を滞納整理票に記録し整理することとした。
林業技術センター	自動販売機設置に係る公募型財産貸付料について、調定の時期が適当でないものがあった。留意を要する。(指摘事項)	収入事務の執行に当たっては、収入すべき事実が発生した時に直ちに調定を行うよう、職員の意識付けを行うとともに、貸付台帳等と調定元帳の突合を行うことにより、適正な事務処理に努める。		河川法に基づく工作物の新築等の許可について、許可通知書に不備があるものが散見された。留意を要する。(注意事項)	「河川管理事務の手引」を基に、許可通知書に着手・完了届の提出及び完了検査に合格することを条件として記載することとした。 今後は、関連法令等を遵守し、適正な事務処理に努
	行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可台帳が整備され	行政財産使用許可台帳を整備し、台帳により管理を行うこととした。			

		める。			年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	について同一業者と随意契約を行い購入していたものである。監査後、速やかに複数業者との見積合わせを実施し、単価契約を締結した。 今後は、年間を通して購入が見込まれる物品については単価契約による購入を行うなど、適正な会計処理に努める。
高岡土木事務所	河川敷占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	過徴収分については、監査指摘後、直ちに戻出の処理を行い、還付済みである。 今後は、複数職員による精査を行い、適正な事務の執行に努める。				
	道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認について、工事着手届のないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	工事着手届が未提出となっている申請者については、電話により督促を行い、提出済みである。 今後、新たな申請があった場合は、工事承認書の送付の際に書面にて工事着手届を依頼するとともに、提出が遅れているものについては、電話、文書等により督促を行い提出の徹底を図ることとした。		南部教育事務所	非常勤講師の報酬等について、支払時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、非常勤講師の報酬等の支払について、勤務日数の確認不足により支給不足となっていたものを、事実確認後に追給処理を行ったものである。 今後は、勤務実績の報告時における確認を徹底することにより再発防止に努める。
北部港湾事務所	港湾緑地植栽維持管理業務委託について、契約書に貼付されている収入印紙の税額が不足しているものがあった。善処を要する。(注意事項)	不足分の収入印紙については、追加貼付を行った。 今後は、所内のチェック体制の強化を図り、十分に精査することにより適切な事務処理に努める。			特殊勤務手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の特殊勤務手当について、従事日数の確認不足により過払となったものである。 監査後、直ちに該当月の手当額の戻入処理を行った。 今後は、給与支給に係る事後確認を徹底することにより再発防止に努める。
学校政策課	企業と連携したリサイクル活動推進事業補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	今後は、補助金交付決定事務に係る進捗状況の管理を徹底するとともに、課内のチェック体制を強化し、交付決定事務が滞ることがないように適正な事務処理に努める。		西都原考古博物館	公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあった。留意を要する。(指摘事項)	監査指摘後、速やかに法定定期点検整備を実施した。 今後は、安全確保と環境保全の観点から、毎年度点検がなされるよう、適切な保守管理に努める。
スポーツ振興課	みんながスポーツ“1130”県民運動DVD・CD・PV制作業務委託等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、当該業務委託において、契約を締結するときに整理すべき支出負担行為が遅れていたものである。 今後は、契約事務の進捗状況の管理を徹底し、業務の遅滞がないよう課内のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。			平成26年度県立西都原考古博物館展示年間保守点検業務の委託等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)	今後は、当該委託事業に係る事務の進捗状況の管理を徹底するとともに、館内のチェック体制を強化し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。
中部教育事務所	扶養手当について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、学校において扶養手当の認定を行ったものの、その後の電算報告を怠っていたことに伴う支給漏れである。 監査後、再発防止のため、学校に対して本件の周知と認定事務における事務処理の確認を徹底するよう指導を行った。		宮崎大宮高等学校	産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、見積業者決定等の契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)	本件は、当該業務委託契約において、収集・運搬業者が産業廃棄物の処分業務も可能であると担当者が誤認し、処分業務に係る所要の処理を行っていなかったものである。 今後は、財務規則を始めとする関係法令に基づき、
	物品の購入について、	本件は、印刷用紙の購入				

		適正な事務処理に努める。			用許可台帳の整備が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)	ていなかったものである。監査終了後、速やかに申請者に許可書を交付するとともに、教育財産使用許可台帳の整備を行った。今後は、事務処理の漏れがないようチェック体制を強化するとともに関係規程に基づき、適正な事務処理に努める。
	P T Aが設置している複写機について、教育財産の目的外使用許可の手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)	本件は、P T Aが設置している複写機について、教育財産の目的外使用許可の手続を行っていなかったものであり、当該複写機については直ちに目的外使用許可の手続を行った。今後は、関係規程に基づき、適正な事務処理に努める。				
	準公金について、監事による会計監査が行われていないなど、取扱いが適当でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、準公金会計の一部について監査が実施されていなかったものであり、平成26年度分より当該会計についてP T A監事による監査を実施した。今後は、関係規程に基づき、適正に取り扱うよう努める。			物品の管理について、寄贈物品の受入手続を行っていないものがあった。善処を要する。(指摘事項)	本件は、寄贈物品受入の処理を行っていなかったものであり、監査終了後、速やかに受入手続を行った。今後は、関係通知に受入手続の指示を明記するなどし、事務処理の漏れがないように努める。
宮崎工業高等学校	物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)	本件は、印刷用紙の購入について、定期的に同一業者と随意契約を行い購入していたものである。今後は、年間を通じて一定量の購入が見込まれる物品については、単価契約による購入を行うなど、物品購入に係る適正な事務処理に努める。			海事保安指導等業務委託について、見積書を徴収していなかった。留意を要する。(注意事項)	本件は、当該委託業務について見積書を徴収していなかったものであり、監査終了後、直ちに見積書を徴収した。今後は、チェック体制を強化するとともに、財務規則を始めとする関係規則ののっとり適正な事務処理に努める。
宮崎商業高等学校	消防用設備保守点検業務委託について、執行予定額における消費税相当額を誤って算定していた。留意を要する。(注意事項)	本件は、当該業務委託に係る執行予定額の積算の際に、消費税について8%とすべきところを誤って5%で算出していたものである。今後は、同様の誤りがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。			海水運搬委託について、検査員の下命がなされていなかった。善処を要する。(注意事項)	本件は、当該業務委託に係る検査員の下命がなされていなかったものであり、監査終了後、速やかに事務長を検査員とする下命を行うとともに、当該年度の委託業務について再度確認を行った。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
宮崎海洋高等学校	海事保安指導等業務委託について、契約書の作成が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	本件は、当該業務に係る契約について、積算の参考として他県の状況調査等を行ったため契約書の作成を含む事務処理が遅れていたものである。今後は、速やかに契約書を作成するとともに、再発防止に向けてチェック体制を強化し適正な事務処理に努める。		宮崎西高等学校	P T Aが設置している複写機について、教育財産の目的外使用許可の手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)	本件は、P T Aが設置している複写機について、教育財産の目的外使用許可の手続を行っていなかったものであり、当該複写機については直ちに目的外使用許可の手続を行った。今後は、関係規程に基づき、適正な事務処理に努める。
	野球部倉庫の設置について、教育財産使用許可書の交付及び教育財産使	本件は、申請者に許可証の交付及び教育財産使用許可台帳の整備が共になされ		小林高等学校	扶養手当について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)	本件は、職員の扶養手当について、特定期間開始となった扶養親族に係る職権認定が行われず、特定加算分が支給されていなかった

		<p>ものである。</p> <p>監査指摘後、速やかに手当額の追給処理を行った。</p> <p>今後は、給与支給事務に係るチェックを強化し、再発防止に努める。</p>			<p>事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>る。</p> <p>今後は、業務の進行管理を徹底するとともに相互のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
小林秀峰高等学校	<p>公有財産使用料について、消費税額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>本件は、公衆電話設置敷使用料の消費税相当額について、経過措置として5%が適用されるにもかかわらず、8%で算定していたため、過徴収となつたものである。</p> <p>監査終了後、直ちに正しい額で調定を行い、過徴収分については納入義務者に返還するとともに、当該年度の徴収使用料の全てについて算定誤り等がないか確認を行った。</p> <p>今後は、関係通知の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し適正な事務処理に努める。</p>			<p>高等学校等就学支援金について、公金振替が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>本件は、財務福利課より令達された高等学校等修学支援金の授業料への公金振替が遅れていたものである。</p> <p>今後は、業務の進行管理を徹底するとともに相互のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
妻高等学校	<p>公有財産使用料について、消費税額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>本件は、公衆電話設置敷使用料の消費税相当額について、経過措置として5%が適用されるにもかかわらず、8%で算定していたため、過徴収となつたものである。</p> <p>監査終了後、直ちに正しい額で調定を行い、過徴収分については納入義務者に返還するとともに、当該年度の徴収使用料の全てについて算定誤り等がないか確認を行った。</p> <p>今後は、関係通知の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し適正な事務処理に努める。</p>	五ヶ瀬中等教育学校	<p>教職員住宅除草清掃・樹木剪定業務委託について、契約書の委託期間が見積依頼書に記載した委託期間と相違していた。留意を要する。(注意事項)</p>		<p>本件は、当該業務委託について、業者決定後、契約前に受託業者と協議の上、委託期間の変更を行っているが、委託期間変更に係る手続を行っていなかったため、見積依頼書に記載していた委託期間と相違していたものである。</p> <p>今後は、チェック体制を強化するとともに財務規則を始めとする関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
		<p>本件は、公衆電話設置敷使用料の消費税相当額について、経過措置として5%が適用されるにもかかわらず、8%で算定していたため、過徴収となつたものである。</p> <p>監査終了後、直ちに正しい額で調定を行い、過徴収分については納入義務者に返還するとともに、当該年度の徴収使用料の全てについて算定誤り等がないか確認を行った。</p> <p>今後は、関係通知の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し適正な事務処理に努める。</p>	児湯るびなす支援学校	<p>通勤手当について、過払や支給不足となつているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)</p>		<p>本件は、交通機関利用者である職員の通勤手当について、通勤方法変更に伴う返納処理が行われず、過払となつていたもの及び定期券の額の認定誤りにより支給不足となつていたものである。</p> <p>監査指摘後、速やかに手当額の戻入及び追給処理を行った。</p> <p>今後は、給与支給事務の適正な処理と再発防止に努める。</p>
延岡青朋高等学校	<p>自動販売機の設置について、教育財産使用許可台帳が整備されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>本件は、自動販売機に係る教育財産使用許可台帳が整備されていなかったものであり、監査終了後速やかに教育財産使用許可台帳を整備した。</p> <p>今後は、年度ごとの確認作業を徹底するとともに、関係規程に基づき適正な事務処理に努める。</p>	2 県の機関を対象とした随時監査			
		<p>本件は、授業料等の調定事務が遅れていたものであ</p>	機関名	監査の結果	講じた措置	
門川高等学校	<p>高等学校授業料及び科目履修料について、調定</p>		医療薬務課	<p>特殊勤務手当について、支給不足となつているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>特殊勤務手当の支給不足については、直ちに追給処理を行い適正に支出した。</p> <p>今後は、内部チェック体制の充実を図り、適時適正な事務処理に努める。</p>	